

福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本市に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、需要等が増加又は新たに生じている民間団体の支援活動（以下「生活困窮者への支援活動」という。）に対して、その経費の一部を補助することで、生活困窮者が安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、福岡市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他市長が適当と認める団体であり、次の各号のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 福岡市内で生活困窮者への支援活動に取り組んでおり、これまでに活動実績がある団体であること。
- (2) 福岡市生活自立支援センターと連携が図られている、又は今後連携する予定の団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反していない団体であること。
- (4) 市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、同条に規定する排除措置を講ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象事業）

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する、本市に居住する生活困窮者を対象とする支援活動（特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものでないこと。）のうち、物価高騰等の影響により、需要等が増加又は新たに生じているものであって、福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）において必要性が認められ、且つ、協議会の構成団体との連携が可能な支援活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としないものとする。
 - (1) 国、福岡県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、福岡県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
 - (2) 本市の実施する、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金の対象となる事業
 - (3) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、生活困窮者へ配布するための食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、生活困窮者に物品を届ける送料・運搬経費、光熱水費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の補助率及び補助限度額については次表のとおりとし、補助金の額については、前条に規定する経費ごとに、令和6年4月から令和7年3

月に要した額が令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月に要した額より増加した額に補助率を乗じて得られた額とする。

なお、令和 5 年 4 月以降に開始した事業については、補助対象期間中に要する前条に規定する経費に補助率を乗じて得られた額とする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の 10 分の 10 以内	50 万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 交付額は、予算額の範囲内で市長が定めるものとする。

(補助対象期間)

第 8 条 本事業は、物価高騰等の影響に対して講じる臨時的な事業であることから令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施するものに限る。

(補助金の交付申請)

第 9 条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長の定める期日までに福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付申請書（様式第 1－1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 1－2 号）
- (2) 補助金申請額明細書（様式第 1－3 号）
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体の規約等
- (5) 団体の役員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 10 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を精

査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

（補助事業の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金変更交付申請書（様式第4-1号）に、変更事業計画書（様式第4-2号）及び補助金申請額変更明細書（様式第4-3号）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

（補助金の変更交付決定）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更交付を決定し、福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付額等変更通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金実績報告書（様式第6-1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績明細書（様式第6-2号）
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類等
- (4) 経費の支出を証する書類（領収書の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7-1号）に係る書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類について調査確認し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか、福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金実績調査確認書（様式第8号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第15条 市長は、事業完了後に補助事業者より補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めたときは、その一部もしくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消し、又はすでに交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、本要綱の規定に違反したとき

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常

に整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に実施された補助対象事業について適用する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。